Ⅲ、「日の丸・君が代」強制に関わる質問（ノーカット版）

【文科省出席者】 2名

水島　淳　　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官

竹野健太　　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

【事前質問に対する文科省回答】 1～6 （約 12 分）

○司会（永井）　　まず質問についての回答をお願いします。

【回答】水島　淳 初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官　　1.（1）（2）

まず1番の（1）と（2）です。裁判につきまして、個々の事案になりますので、そちらへのコメントは差し控えたいと思いますが、あと大前提ではあるんですが、個々の自治体における再任用を含めた任用、採用、処分であったりにつきましては、文部科学省は特に監督権限はございませんでして、それぞれの自治体において、適切に判断いただくものになりますので、何か再任用制度や状況についての調査であったりとか、そういったものは考えておりませんし、

あと（2）にも書いていただいていますけど、裁判では法律だったり行政側のことはありますけど、一方で三権分立と言いますか、司法における判断というものももちろん尊重してしっかり対応する必要がありますので、そういったものも踏まえながら、各自治体において採用いただければということを考えております。

【回答】竹野健太 初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長　　2. 3. 4.

2番の方、説明させていただきます。まずご指摘いただいている指導資料の観点ですが、文科省として作成している「日の丸・君が代」の由来とか意味等についての指導資料というものについては承知しておりません。

これは学習指導要領では、社会科や音楽とかにおいて、国旗国歌についての指導を行うとともに、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえて、国旗を掲揚し国歌を斉唱するということを指導することと、記載しておりまして、これに基づいて、各学校において適切にご指導いただいているというところが現状でございます。

一方、学習指導要領とは、皆様もご承知かもしれませんが、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するために、法規としての性格を有するものとして、教育の内容などについて必要かつ合理的な事項を大綱的に示したものと位置づけられておりまして、従って各学校における指導の具体化等につきましては、学校や教員の裁量に基づいて多様な創意工夫をいただくことがこれまでの前提となっておりまして、本件についても、まずは学習指導要領に基づきまして、各学校において適切にご指導いただきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、（2）、学習指導要領に明記すべきではないかという点でございますけど、こちら重なり恐縮ではございますが、あくまで学習指導要領というものは全国的な一定の教育水準確保、実質的な教育の機会均等保障、という観点から、教育の内容について、必要かつ合理的な事項を大綱的に示したもの、というふうに位置づけられておりますので、この件以外も含めて、一般的にご指摘のような事柄までをも、学習指導要領に細かく明記するというところは、その学習指導要領の本来の趣旨に馴染まないというところがございますので、やはり各学校等におきまして、多様に創意工夫していただきつつ、適切にご指導いただくことがまずは必要だというふうに考えております。

最後、（3）、いただいた付属資料拝見させていただきました。細かくありがとうございます。私も大変勉強させていただきました。ただ文科省のスタンスとしまして、まず学習指導要領の解説というものがございますが、例えば、小学校の社会編では、「わが国の国旗と国歌は、それぞれの歴史を背景に、永年の慣行により、日章旗が国旗であり、君が代が国歌であることが、広く国民の認識として定着していることを踏まえて、法律によって定められていること」ということを理解してもらうためという記載があったり、とか、或いは小学校の音楽編では、「国歌の指導にあたっては、国歌『君が代』は、日本国憲法の下において日本国民の総意に基づく天皇、日本国及び日本国民統合の象徴とするわが国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解させる必要がある」といった記載がございます。

なので、この『解説』というものは、法的拘束力はないんですけど、こういったものも大いに参考にしていただいて、ま

ずは学校や教員の方々の裁量に基づいて多様な創意工夫をしていただきながら指導していただきたいというふうに考えているところでございます。2．については、ひとまず回答は以上でございます。

そのまま**3番について**回答させていただきます。「児童生徒に対する国旗・国歌の指導について」ということで、ご質問いただいております。

（1）について、改めてで大変恐縮ですけど、学校における国旗国歌の指導というものは、児童生徒にわが国の国旗と国歌の意義を理解していただき、これを尊重する態度を育てるために行っているもの、というふうに承知しておりまして、従って児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではない、あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていただくことを意味している、ということでございます。その上で、例えば、入学式・卒業式等の行事において、そのねらいとか実施方法というものは、学校において様々でございますけど、そういうふうに国旗の掲揚や国歌の斉唱に関わる指導をどのように行うかと言うところにつきましても、各学校がその実施する行事の意義等を踏まえて判断するのが適当であるというふうに考えております。従いまして、それぞれの指導について、それが強制に当たるかどうかという点は、各学校が実施した具体的な指導の状況等に照らして、個別具体に判断しなければならないものと考えておりまして、一概に当方からお答えすることは困難であるというふうに考えております。

続きまして、（2）ですけど、こちらご指摘の通り国旗の掲揚、国歌の斉唱に係る指導をどのように行うかという点は、正に各学校が実施する行事の意義等を踏まえて、判断するのが適当であると考えておりますので、現在網羅的に不適切な取扱いが生じているかといったような実態は、把握してございません。

最後ですけれども、こちらも繰り返しになって大変恐縮なのですが、学校における国旗国歌の指導というものは、あくまでも児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではありません。あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことを意味するものであるところ、当該指導につきましては、児童生徒にわが国の国旗と国歌の意義を理解いただき、これを尊重する態度を育てるために行っているものというふうに考えております。なので、その趣旨に従って、学校には引き続き適切にご指導いただきたいと考えております。

そのまま**4番について**も、当方からご回答をさしあげます。「学習指導要領における世界人権宣言の扱い」ということでございますけど、まずもって文科省におきましては、憲法や教育基本法の精神に則りまして、「人権教育啓発推進法」であったり、同法の「基本計画」に基づいて、学校教育を通じて人権意識を高める人権教育を推進しております。

学校における人権教育というものは、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度、実践的な行動力などを育成することをめざしていると認識しています。なので、そのようなねらいに則りまして、学習指導要領においては、前文であったり総則、或いは小中学校の社会科、特別な教科道徳、特別活動、或いは高等学校の公民科や特別活動におきまして、人権教育について記述がなされているところです。

一方で学習指導要領は先ほどから申し上げてます通り、学校が編成する教育課程のいわば大綱的基準でございまして、たとえば『世界人権宣言』などの個別具体な事項、そのものについて扱うことは特段ありませんが、いずれにしましても、児童生徒の発達段階であったりとか、地域の実情を踏まえて、いわば学校教育活動の全体を通じての人権教育を引き続き実施していきたい、とわれわれ考えております。

【回答】水島　淳 初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官　　5．

5．のILOでの勧告につきまして、水島の方から回答させていただきます。

こちらにつきましても、文科省としても、ILOからの依頼に応じて協力、情報提供とか意見を出したりしておりましたので、もちろん承知しておりますし、6月の際にも、すべての該当の者が総会に出席して意見等述べたとのことも承知しております。その中で、勧告を出されたことがありまして、これによると、書いていただいているとおり、教員団体と協力して作成であったりとかあと自治体と協力していうことも書いてありました。

これにつきまして、自治体との対応については、今検討中と言うことになります。検討中にはなるんですけど、ただそのCEARTの意見の中でもこれまでも、第13回の時でも、いろいろ日本国としての法律、地方公務員法における扱いで

あったりとか、そういうものも実態であったりとかも踏まえて説明しているんですけど、なかなかご理解いただけなくて、踏まえられていないということがありましたので、これにつきまして政府として、当時の代表のものが、意向を汲まれず残念であると言っていたりします。

そういったことも踏まえながら、今後どのように対応するかということも、検討していきたいと考えております。

【回答】竹野健太 初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長　　6.

6. について、また竹野の方から回答させていただきます。「日本人としての自覚」ということですけど、まず教育基本法におきまして、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」という第1条の目的を踏まえ、同じく2条の第5号ですけど、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」ということが、いわば教育の目標として明記されておりますので、それに則って、わが国の学校教育におきましては、「日本人としての自覚を持って国を愛し、国家及び社会の形成者としてその発展に努めること」というふうに指導することは重要だと考えております。その上で、他国の人々や文化について理解し、またいろいろなものの見方や考え方があるということを、寛容な心を持って謙虚に学ぶと、また自らを高めていくことについても、たとえば道徳科をはじめ学校教育全体の中で十分指導していくことが重要であるというふうに考えております。

ただ一方で、学習指導要領の総則などにおきましては、指導計画の作成等に当たりまして、配慮すべき事項というものを示しておりますが、その中で、たとえば海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切に指導を行うことというふうに規定しておりますので、学校現場では、そういった児童生徒に対して必要な配慮が十分に図られているものとわれわれも承知しております。

【会場からの質問】　1～6　（約 13 分）

○司会（永井）　ILOのところで、検討中であると言うことを仰いましたけど、具体的にどういう名称の検討会になっているのか、また結論はいつくらいに出るのですか。

【回答】水島　淳 初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官　　5.

検討会を別に行うわけではありませんで、

部署内で検討すると、

いつまでということも決まっておりません。

○司会（永井）　質問のある方？7人。では、梅原さん、どうぞ。

○梅原　1．ですが、私の裁判のところでは、基本的には原則再任用全員採用すべきと言うことと、採用に当たって、採用不採用については合理的な説明が出来ることというのが2つの原則で、それに反していたので、私の再任用拒否が損害賠償を認められたということになったんですね。

いま先ほどのお答えでは、結局お答えいただけずに、個別の自治体の問題やということと、個別の案件にはコメントする立場にないと仰ったのですけど、これは決して大阪だけの問題ではないですし、東京でもありますし、個別の案件と仰いましたが、すべて共通の理由によるわけですね。その内容は、教育に関わる問題なわけですから、文科省さんの方でそれを私たちの関するところではないとおっしゃるのは非常に疑問に思います。大阪を始め、特に東京では現在も一つの理由、基本的に不起立であったという理由で、一律に処分がされているわけです。

裁判の中では、そういう特別扱いは認められていないというのが結論になっているわけですから、それを文科省さんの方で、個別の案件についてと言うのはおかしいのではないか、だから、不起立について採用しないという形はおかしいというところについては、どういうお考えをお持ちか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○松田　一つ目は、指導資料は作っていない、そして国旗国歌の意義について説明するようにせい、ということだったのですが、この件について、要請書の方にも書いているのですけど、1999年8月の内閣総理大臣の談

話では、「国旗国歌法の制定を契機として、日章旗の歴史や君が代の歌詞などについて、より理解を深めていただきたい」と言っているんですが、でも、今のお話しでは、結局、日の丸や君が代は各学校でということで、それは教えなくても良いと答えられた、ということで良いですか。要するに、大阪市で交渉するとそう言うわけです。別にそれは教えなくても良いと。それ1点です。

2点目は、音楽等で、「君が代」の現在の意味について、現在の意味は「わが国の繁栄と平和を祈念した歌である」ということを、説明するように、ということだったのですが、これは日本語としてそういう説明は出来ないので、戦前「天皇陛下のお治めになる御代」これが「君が代」だったと。しかし、憲法変わって、天皇の地位が変わったから、日本語としてはすぐには理解できなくても、こういうふうに理解するのだという政府解釈を言う以外に説明できない、戦前「天皇陛下のお治めになる御代」、「君が代」は元々そうだったと、教えることが不可欠、一体だと思うんです。そこについての見解をお願いします。以上です。

○花輪　3，4，6について、質問します。

3.「強制」ということについて、「児童生徒が卒業式でどういう行動を取るか、あるいは国歌の意味をどのように受けとめるか、そういうところまで強制されるものではない」というのが、国会の答弁です。「強制されるものではない」ということは「起たなくてもいい」「歌わなくてもいい」ということですね。質問の(3)に「生徒には、起たない自由、歌わない自由があると確認して間違いないか」と書いたのですが、お答えがありませんでした。教員は生徒に「立たなくても良い、歌わなくてもいい」と言って良いんですね。

4.「世界人権宣言」が学習指導要領に全く記載がない、人権教育推進といいながら。これは「人類普遍の原理である」と前文に謳われているんですね。これを学ぶ機会が全くないまま、高校を卒業していってしまうことになるんですね。一言もないんですよ、小学校から高校まで。それでいいと文科省はお考えなんですね。

6.「日本人としての自覚」という言葉が、道徳・国語・倫理にあるんですね。これが評価に結びつく、それから試験に出る、そういうふうになった場合に、差別が起こるのではないでしょうか。教室に居る、日本国籍を持たない生徒や、日本以外の民族や文化にアイデンティティーを持っている生徒の存在を無視している記述ではないかと思うんですけど、このままでいいんでしょうか。再度聞きたいと思います。

○近　簡単に2点ですが、ひとつは、今のお話しの中で、『子どもの権利条約』のことが一切出てこなかった。

『子どもの権利条約』の一番重要なところは、「子どもも権利の主体である」。　ですから、子どもにも良心の自由があり表現の自由がある、ということを人権教育の中で進めるというふうに理解してよろしいか、というのが1点。

もう一点は、さきほどILOの勧告、これ国連の国際機関ですね、について、考え方を述べられましたけど、これは日本の政府が何でそう言う勧告を受けたのか、それは日本の方が国際標準からずれているからで、国内法でどうのこうのということを言っても言い訳にならないです。この辺のとこ、ちょっとずれているのではないか。質問と言うより指摘ですね。よく考えてみてください。おかしいのはどっちだと言えば、勧告を受けた側がそう言われているわけです。はい、以上です。

○青木　さきほど学習指導要領における「国旗国歌条項」に関して、さかんに「大綱的基準」ということを何度も仰っていたわけですけど、「大綱的基準」でありながら、その結果これだけの処分者が出て、経済的な不利益を被った教員が出たと言うことは、「大綱的基準」で済ませられる問題ではないと思うんですよ。文科省の行政官としてどう考えるのか、ちょっと聞いてみたい気持ちなんですが、あなた方の時とはずいぶん時間が違っているし、もう20年経とうとしているから、正直とどう考えているのか、この場で聞いてみたいと思っているんです。個人的見解でも良いから、言いふらすことしませんので。

○垣内　言論表現の自由を守る会の垣内と申します。近さんが質問された「子どもの権利条約」のことと、国際人権規約について質問いたします。

EU本部のブリュッセルのある国ベルギーでは、子どもが小学校1年生に入学すると、まず教えられることは、「子どもの権利条約」なんですね。そして第1条、わかります？1条？

それはね「18歳以下のすべての者」なんです。だから差別のこととかいろいろ意見が出ていますけど、今日本にはたくさんの色んな国の子どもたちがいらっしゃるわけですけど、すべての子どもが対象なんです。

そして憲法前文と1条と9条を踏まえて、これ国際公約ですから、11，13，97，98条一項及び二項。そしてあなたたちね、大臣・総理大臣・天皇・摂政たちがこの憲法を擁護する義務を課されているわけです。だから「日の丸・君が代」の今のこの先生達に対する処分や、子どもたち、市民に対する強制も、全部これ憲法違反だと言うこと、そして、人権教育の中に、子どもの権利条約と国際人権規約、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」そして「社会的及び文化的権利に関する国際規約」少なくともこの内容を、子どもたちに教育する、そういう具体的な内容が入っておりますか？

○小田（Zoom） Zoomの教育行政研究会の方から、音楽の学習指導要領は、30年前までは、「発達段階に応じて指導する」とあったんですね。竹野さんでしたか、先ほどお答えになった方に聞きますが、その「発達段階に応じて」というのを「いずれの学年でも指導する」に改悪してしまって、その後、2008年2月の学習指導要領の改定案の段階では、「いずれの学年でも指導する」、これも強制なんですけど、そこに例の合田哲雄さんですね。室長として、衛藤晟一という自民党の安倍派の議員が押しかけてきた時にそれに応じてしまって、改訂案になかった「歌えるように」というのを入れてしまったんですね。

ですから今の指導要領は「君が代はいずれの学年でも歌えるように指導するものとする」と非常に強制色が強いです。ですから、教育指導課の竹野さん、これで以てあなたは「大綱的」とか「内心の自由に配慮する」とか仰るんでしょうか。ちょっと矛盾していると思います。そこ1点お答えください。以上です。

【会場からの質問に対する回答】 １～６ （約９分）

【回答】水島　淳 初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官　　１．５.

いろいろとご質問・ご意見、ありがとうございます。まず、1．について、オンラインの方からご質問いただきましたが、そもそもの再任用できるかするかしないかもちろん定数とか人事計画とかありますので、こういった理由があろうがなかろうが、100％再任用出来るわけではないというのがあるんですけども、その際の理由として、仰っていたとおり、合理的なものであったりとか、そういった範囲内で行っていただくということがもちろん大事であると思っております。全国的調査だけじゃないですけど、こういった案件があるのが大阪であったり東京が、特にあるというのは認識しております。

先ほど申し上げたような、再任用を行うにあたっての基準、確かに文科省が何もやっていない、というと確かにゼロではないんですけど、ついこの間も行ったのですけど、各都道府県の人事行政担当者を集めた研修というか情報提供の会を行っておりまして、その際にこういった、この裁判例がそのまま入っていたかどうかは承知していないんですが、過去の様々な裁判例であったりとか、基本的な考え方とか、個別案件と言うよりは、おおまかなところ、原理原則的なところをお伝えする研修会は行っておりますので、そうした場で引き続き適切な人事管理とか再任用が行われるように、周知だったり行っていきたいと思っております。

ILOの5．ですけど、そもそも勧告には法的拘束力がないというのがあります。

もちろん無いからと言って守らなくても良いとは思っておりませんし、尊重すべきとは思っております。

ただ、これもよく分からないですけど、国連に加盟している全ての国が全ての項目、機関あると思うんですが、守っているかというとそうではない中で、そこは法的拘束力がないのもある程度各国の自由というか、裁量とかに任されている部分があるかなと思っております。

なので、わが国としてはわが国の地方公務員制度、教員だけではなくて、他の地方公務員全体の制度の法律の中での扱いとなっておりますし、その中で、対話をすべし交渉すべしと、勧告が言ってますけど、地方公務員制度の中でそういった対話、交渉出来る項目が決まっているんですけど、その中に、こういった案件は入っていないということがありますので、そういったことについては対話はできない、ということになっております。

以上です。

【回答】竹野健太 初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長　　３．４．６．

続きまして、それでは様々いただいたご質問について可能な限りお答えしていきたいと思います。

まず、「日の丸・君が代」特に「君が代」について、指導資料のところ教えなくていいのか、というところですけど、決して学習指導要領に記載していることまでも教えなくても良いとは我々も考えておりませんが、ただその上で、確かに仰るとおり、意味とか歴史とかというものを、付加価値的に教えていくことは非常に重要だと思います。

ただ、そこまでも学習指導要領には書いてなくて、ただ、一方で、じゃ学校現場で教えなくてもいいのか、というわけではなくて、そこは正に教員の方々の裁量であったり、特に国旗国歌の意義について指導が重要だというふうにお考えいただいている先生方もたくさんいらっしゃると思います。

そういった方々が教育課程の中で、当然に学習指導要領に書いてあることを押さえつつ、多角的にそういったことを教えると言うことは、全然ありなんだというふうにと思っております。

また、「君が代」の解釈についても、様々歴史とか学説とかあると思うんですけど、例えば、学習指導要領にはないものの、教科書とかそういったものには、実は「君が代」についての歴史であったりとか、「日の丸」についても同様に歴史とか昔どういうふうな経緯でこうなったかということが書いてあるものもございますので、そういったものを踏まえながら、実態把握はしないですけど、学校の先生によっては、現場で教えているというのはあるんだろうなと思いますので、そういった教員の方々の裁量等に基づきながら適切にご指導いただくことが重要なんだろうな、と考えております。

続きまして、「起たない自由・歌わない自由」に関してですけど、ぎりぎり言ってしまえば、指導ではなくてもはや体罰になるようなレベルで、そういった行為がなされるということは、一般論として指導の範疇を超えると認めざるを得ないようなケースになるんだろうなと思いまして、そういったものまで認められるものではないんだと個人的には思います。あくまでも、教員の皆様には先ほど申し上げたとおりの適切な指導を粘り強く実施していただくのが重要なのだと私共考えております。

４．の「世界人権宣言」の記載が全くない、というところですが、確かに学習指導要領には、個別具体な事柄までをも詳細に記載しないと私が先ほど申し上げた事実でございますけど、一方で、後ほどの国際人権規約とか子どもの権利条約にも関わってきますが、現に教科書であったり、一部の解説なんかには実際に記載が出てきたりするところでもございますし、また先ほどの理屈と共通しますけど、実際に人権教育において、今申し上げたような事柄は非常に重要ですし、そこを授業の中で学習指導要領に書いてあることは押さえつつ、そこに付加価値的に先生方の裁量に基づいて子どもたちに教えていただくことは何ら問題ないことだと思いますので、そういった授業全体のバランスとか教育課程の編成という問題もあるかと思いますが、そういった中で先生方の創意工夫によって、そういった事柄までをも詳細に教えていただくことは全然アリなんだなと考えております。

６．試験とか評価に関わってくるのではないか、ということですけど、評価に関して詳細に今の時点で把握出来ていないものの、一般論として、評価というものには、馴染むものと馴染まない単元があるかと思います。「日本人としての自覚」とは何か、という問いがテストで出るかどうかと言うことは、若干教育指導上としてどうかということはありますけど、ただいずれにしても、外国人児童生徒への配慮が十分になされるように学習指導要領にも記載しておりますから、そこに基づいて、適切に学校現場で指導なされているものだと、私は考えております。

続きまして、子どもの権利条約と国際人権規約。　具体的に実は人権教育について私は担当外ではあるものの、答えさせていただきました。　なので、それが学習指導要領に出てこないことはそうなんだろうなと思うんですが、一方で、担当外から申し上げることになって恐縮なんですけど、全体の動きとして、今子ども基本法であるとか子ども家庭庁の設置であるとか、まさに子どもの人権とか子どもの意見表明権というところは、フォーカスされていますし、そこについて我々ども、省全体を通じて考えているところでありますので、そういった気運の中で、議論なされていくものだとは考えております。

最後に、音楽の観点ですけど、詳細に改定の歴史からありがとうございました。まあ「歌えるように」と入ったところはありますけど、これまでの変遷を通じてですけど、あくまでも「国歌を尊重する態度を養うこと」が、一番の目的としてあるわけでその中で、将来の国際社会において、尊敬され信頼される日本人として成長するために、少なくとも歌えることと言うのは、重要なんじゃないか。というところはあるので、そういった目的意識から記載はなされている、というところを私は思いますので、これまで述べたことと特段矛盾しないんだと考えております。

○永井　先ほどの「大綱的基準」。

いっぱい処分されてね、これで大綱的とはどういうこと。

【回答】竹野健太 初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長　　６.

（回答漏れで）すみません。私、公務員係にもおりましたから、国歌の関係は様々、文科省の歴史的文書とか読みながら、勉強してきている身分です。

まあ、大綱的基準というのは、この件に関しては、確かに、ということはあるかもしれません。ですが、子どもたちのためを思った時に、学習指導要領というのは「大綱的基準」ですけど、書いてあってしかるべき事とか、正しいというか子どもに教えるべき事がたくさん書いてあると私は思っています。なので、それに基づいて処分されているというのは、個人的にはすごく遺憾ですし、一番私が思う理想は、学校の先生方が、学習指導要領の一定の教えるべきことには依拠しつつも、一定程度の裁量を持って自分の教えたいこと、自分が子どもたちに学んでほしいこと子どもたちの将来のために必要だと思うことを教える、子どもたちも、そういったものを教わるし、そこから発展して自分たちの本当に知りたいこととか、学びたいことを探していく、そう言うあり方が、学校教育として健全だというふうに私は思っています。

なので、この国旗国歌の問題は、確かに様々ご指摘いただくところではありますが、私は国旗国歌の意義とか、少なくともそういったものを一国民として少なくとも知っておくことは重要だと思っていて、それが指導されるべき場というのが、少なくとも学校教育の場も一つあるんだなと思いますので、引き続き、みなさまとも沢山意見交換させていただきながら、私個人の意見ですけど、時代に合った指導のあり方というものを考えていかなければいけないと思っております。これはまあ、私見ですけど、皆さんにお伝えしたいと思います。

○青木　昔は、教育課程の作成に、戦後の一時期は、現場の教員が参加すると考えられたんですよ。その辺りのことも研究して頑張ってください。

【回答】竹野健太 初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

ありがとうございます。

○永井　時間なので、これで終わりますが、一つ感想として言わせてもらうと、あなたのおっしゃることが正論なのよ、ハッキリ言って。しかし、そうなっていないんだよ。

徹底的に、ちょっとでも教員自身が判断することを、もう、それで処分してきたんだよ。これが今の現状なんだよ、どう？おかしいと思うでしょ。それが事実なんです。

ちゃんと勉強してください、歴史をしっかり。じゃ、終わりたいと思います。